

平成28年度第1回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 平成28年8月18日(木)
午前9時30分から午後11時30分まで
- 2 開催場所 印西市役所 4階 41会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
- 4 事務局 山口課長、五代主査、越川主査補、中澤主査補
審査請求人 1名
実施機関 議会事務局 内藤主査、中野主査補
高齢者福祉課 富澤課長、山田主査
情報管理課 板倉主査
- 5 傍聴者 2名
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
 - (1) 不開示決定通知書に対する審査請求について(諮問)
 - (2) 地域包括支援センターシステムの通信回線(オンライン)結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について(諮問)
 - (3) 住民情報系システムの通信回線(オンライン)結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供における委託先の現地検査について(報告)
 - (4) 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準の修正について(報告)
 - (5) 印西市個人情報保護条例の一部改正について(報告)
 - (6) 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について(報告)
 - 4 その他
 - (1) ホームページでの公開について(答申・会議録及び会議資料)

(2) 答申及び会議録の承認について

5 閉 会

7 議 事

●議題1 不開示決定通知書に対する審査請求について（諮問）（非公開）

●議題2 地域包括支援センターシステムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）

会 長 それでは、議題2 地域包括支援センターシステムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について、説明をお願いします。

実施機関 <資料による説明>

会 長 印西市個人情報保護条例第9条第3項第2号、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていることを確認した上で、是か非かを回答することになります。ご質問はありますか。

委 員 情報提供の対象者で、65歳以上の印西市民と要支援認定者ということ、65歳以上の印西市民は全員対象ということですか。65歳以上の要支援認定者ではないのですか。65歳以上の印西市民全員の情報を入れるということですか。

実施機関 はい、そうです。高齢者台帳として65歳以上の方の情報を受け取っています。ですが、例えば、介護の認定を受けていなければ、介護度などの情報はありません。氏名、生年月日、住所などの基本的情報だけです。新たに相談を受けたり、実態調査等で情報を把握したりした場合には、健康状態などが追加されます。あとは、65歳以下の方でも、要支援の認定を受けた方の情報は、支援に関する情報として登録します。

委 員 現在3か所の地域包括支援センターは、基本的にはファクスを使って、情報をやり取りしているのですか。

実施機関 印西地域包括支援センターと印旛地域包括支援センターは、市の直営で、すでにネットワークが結ばれているため、紙媒体でのやり取りはありません。本埜地域包括支援センターに関しましては、法人委託のため、ネットワークを結んでいません。そのため、相談があった場合には、現場で相談内容を伝えたり、必要に応じて事務連絡で来た職員に相談票などを渡したりして、ファクスでのやり取りは基本しておりません。どうしても緊急を要する場合には、個人情報

がわからないようにして、やむを得ずやり取りする場合があります。

委員 現状の印旛地域包括支援センターと市役所とのネットワークは、このフレッツVPNワイドではない別の専用回線を使っているのですか。

実施機関 専用回線です。

委員 その専用回線を地域包括支援センターが増えることに伴って、フレッツVPNワイドに切り替えたいということですね。あと、このシステム自体は、市役所の中のサーバーを使う。つまり、今回、ネットワークの部分だけを外に委託するということですか。

実施機関 はい。

会長 趣味、財産、収入まで情報提供する必要性はあるのですか。

実施機関 介護保険上その方の生活歴や職歴を踏まえた上で、ケアプランを作成するように決まっております。その方の資産の状況を踏まえた上でサービスを計画するため、提供する必要があります。情報の収集は、基本的には、各地域包括支援センターで行います。また、現在担当している方の把握している情報については引き継ぎます。なお、提供する情報の項目は設けていますが、把握している情報だけを引き継ぎます。65歳以上で認定を受けていない方などは、資産の状況を把握していませんので、基本的事項のみの情報提供となります。

会長 基本的事項でも、各地域包括支援センターで共有されるのですか。

実施機関 はい、そうです。

会長 65歳以上の印西市民全員ですか。

実施機関 はい。

会長 セキュリティに関して、操作履歴の確認はどうするのですか？

実施機関 システムの会社を通じて、確認します。

会長 操作履歴のログの保存期間などは決めていますか。

実施機関 まだ決まっておりません。

会長 相談票や届出受付簿などは、データで共有されて、紙ベースでは作っていないのですよね。

実施機関 相談を受けた場合に、システムに入力します。入力した情報は、各地域包括支援センターで閲覧できますし、必要に応じて印刷もできます。

会長 その他、ご質問ありますか。

各委員 (質問なし)

会長 では、この仕組みで繋ぐことについて、相当の理由があると認めるか、個人情報保護上の措置がとられていると認めるか、ということに関して、ご意見をお願いします。

委員 ネットワークのセキュリティに関しては、信用していいと思いますが、印刷できることの方が危ないと思います。印刷時刻などを印字して、印刷したものを厳重に管理する必要があると思いました。

実施機関 補足の説明よろしいでしょうか。相談記録は、操作者、操作内容、印刷日時を印字するように設定する予定です。

会 長 印刷ログも残すのですよね。

実施機関 はい、残します。

委 員 システムを導入して効果があることはわかるのですが、65歳以上の印西市民全員の情報を地域包括支援センターで共有することを、市民に理解してもらえるのでしょうか。現在、要支援者や提供希望者の情報は把握していると思いますが、情報提供を拒否する人もいますよね。このシステムでは無条件に印西市民全員の情報が共有されてしまうので、問題ではないでしょうか。

会 長 65歳以上であれば、地域包括支援センターが対象とするかどうかわからない人たちの情報まで共有されてしまってよいのかということですね。

実施機関 そうですね。

会 長 基本的事項には電話番号もあるが、住基にはない情報ですよね。

実施機関 実態調査で把握できたら、入力します。

委 員 今は、65歳以上でも拒否する人が結構多いですよ。

実施機関 拒否した場合は、入力しません。

委 員 でも、システムが導入されると、65歳以上の印西市民は、地域包括支援センターで住所までの情報を共有されてしまうのですよね。本人の知らないうちにとすることに疑問を感じます。

会 長 地域包括支援センターで、印西市民の2割くらいの基本情報が共有されることになります。かなり膨大なデータになるわけですよ。地域包括支援センターを信頼しないわけではないのですが、やはり本来であれば、市民意見公募を行うとか、議会に諮るとかするものではないかと思います。

委 員 障害者の情報も共有されるのですか。

実施機関 障害者の情報に関しましては、障がい福祉課で管理していますので、私どもは把握していません。

会 長 65歳になると、自動的に地域包括支援センターに基本情報が登録されて、共有される。それでいいか、という話です。

委 員 今は、あくまでも、認定された人と65歳以上の登録を認めた人だけですよね。同意していない65歳以上の人についても情報を共有するというのを、一般の方は納得しないのではないかと思います。

会 長 現状、実態調査で協力した方たちは、市に情報を提供しているということですか。

実施機関 はい。

会 長 だから、地域包括支援センターには、情報はないわけですよ。

実施機関 本埜地域包括支援センターに関しましては、独自に実態調査をしていますので、本埜地区の方の情報はあります。あとは、本埜村のと

きからの情報等を引き継いでいる場合があると思います。その情報は、今、私たちには閲覧できない状態です。

会 長 本埜村のときの情報を共有して、市が取得することはあり得るのですか。

実施機関 ネットワークを組んだ場合には、市はすべて見られる予定です。

会 長 本埜村のときのデータは、今、市のサーバーに入っていないですね。

実施機関 今は、入っていないです。

会 長 本埜村のときの情報を、市のサーバーに入れるのですか。

実施機関 データの移行に関して、具体的に決めていないので、過去のデータは引き継がずに、新しく情報収集した地域包括支援センターが、このシステムに入力することになるかもしれません。ただ、少なくとも介護の認定を受けている方の情報は入れないと、ケアプランの作成等に支障が出ます。

委 員 無差別に65歳以上の方の情報を共有するという点ですが、実際の必要性という点で、地域包括支援センターの業務に関わらない方の情報も共有しておく必要があるということですか。

実施機関 警察・医療機関からの問い合わせに対応することも含めて、地域包括支援センターで、その方が印西市民であるかなどを検索するためには、必要になると思います。また、そのような問い合わせに対する記録も入力しているので、そのためにも必要だと思います。

委 員 新たに相談があった人として入力するという点ですか。

実施機関 はい、そうです。

委 員 そのために、今まで関わっていない方についても共有しておく必要があるということですか。

実施機関 身元の確認が取れるようにということも含めてですが。

会 長 地域包括支援センターに、医療機関から問い合わせをしてもらうことはあるのですか。

実施機関 結構あります。警察からも結構問い合わせがあります。

委 員 お年寄りに対しては、地域包括支援センターの方がいろいろな情報を知っているだろうと問い合わせしてくるのだと思います。要支援者や相談者については、地域包括支援センターの連携その他の関係もあって、登録するのは当然だとは思いますが。ただ、問い合わせの内容が、住民票でわかる範囲であれば、市民課に確認すれば済むので、基本的事項だけとはいえ、元気で支援を必要としない人たちの情報まですべて地域包括支援センターで共有するというのは、その方たちが納得されないのではないかと思います。

委 員 要支援認定者や相談者については、既に情報を登録しているので、他の場所においても何かあればすぐに助けてくれるようなシステムを、市全体として持って、情報を共有することはいいと思います。ただ、

いかにセキュリティを強化しても、事故は予想できないところで起こることもあるので、共有する情報が多いほど事故が起きたときの被害が大きくなる。65歳以上の市民全員の情報を、地域包括支援センターで共有するのは、もし必要がないとすれば、まだ共有しなくてもいいのではないかと思います。市全体として、何かあったときにすぐ連絡をとれる体制を作った方がいいということであれば、やればいいと思いますが、すぐやるべきかどうかという判断ができません。

委員 対象者が問題ですよ。こういうシステムはこれから必要だと思いますが、広報などで公表したときに、65歳以上の市民全員が自動的に登録されることに理解を得られるのでしょうか。議会などで決めたならともかく、地域包括支援センターだけで、今後のために65歳以上の市民全員の情報を共有しますと決めて、市民は納得するのでしょうか。

委員 地域包括支援センターに関わらない方の情報を共有しておく必要性を聞いて、判断したいと思います。

委員 何歳にするかという問題もありますが、知らないうちにいろいろなところで個人情報が見られるようになるということが問題です。一方、市民に対するサービス向上を考えると、決して悪いことではないと思います。対象者については、線引きの基準を決めた上で検討した方がいいと思います。今、ここで、65歳以上でいいですかと言われても、はい、いいですというわけにはなかなかいかないというのが、私の意見です。

会長 そうですね。対象者については、この場で判断しにくいです。必要性について補足説明がほしいという意見や65歳以上で支援を必要としない方の情報まで提供する必要性は認められないという意見がありました。では、65歳以上の支援を必要としない方の情報を、地域包括支援センターで共有することを認めますか。

各委員 (同意なし)

会長 現状で支援を必要としない65歳以上の方に関する情報を、地域包括支援センターで共有することは相当とはいえないという答申になると思います。よろしいですか。

委員 市民全員の情報を共有するということはこれまでしていなかったのですよね。

実施機関 直営の地域包括支援センター同士ではしていました。

会長 それは実施機関内だから内部利用ですよ。

実施機関 そうです。

会長 今回は、第三者提供なので、必要性に関して、現状の説明では理解を得難いです。審査会としては、市民の意見を聞くべきではないか、必要性と防衛リスクを比較すると必要性より防衛リスクの方が強く

出てしまう、このあたりを根拠として挙げて、答申案を作って、みなさんで協議するというところでよろしいですか。

各委員 (同意)

会長 もし、必要性に関して、さらに補足説明なされる場合は、事務局に連絡してください。今、補足説明はありますか。

実施機関 いえ、ありません。

会長 では、議題2について、終了します。

●議題3 住民情報系システムの通信回線(オンライン)結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供における委託先の現地検査について(報告)

会長 議題3 住民情報系システムの通信回線(オンライン)結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供における委託先の現地検査について、補足説明をお願いします。

実施機関 現地検査につきましては、10月下旬から11月上旬を目途に行い、次回の審査会で報告させていただきます。監査項目につきましては、地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドラインを参考に作成しました。また、前回、移管した情報の資料を添付しておりませんでしたので、添付いたしました。

会長 業者の資料を開示することに問題はありませんか。

実施機関 はい。問題ありません。

会長 ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

各委員 (意見・質問なし)

会長 では、日程に従って適正に実施してください。

●議題4 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準の修正について(報告)

会長 議題4 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準の修正について、説明をお願いします。

事務局 <修正作業の経過説明>

会長 修正の検討点を説明してください。

事務局 はい。前回の主な改正箇所、審査請求人・実施機関に諮問に関する意見書・資料等を送るという部分について、送付の可否を判断する根拠を具体的に表示するよう検討しております。

会 長 ご質問等ありますか。
各 委 員 (意見・質問なし)
会 長 これで、議題4を終わります。

●議題5 印西市印西市個人情報保護条例の一部改正について(報告)

会 長 次に、議題5 印西市個人情報保護条例の一部改正について、説明をお願いします。

事 務 局 <資料による説明>

会 長 第26条はどこにありますか。
事 務 局 失礼しました。番号法の第26条です。番号法で第26条が新設されたため、条ずれが起こり、条例の引用部分を改正するものです。
会 長 ご意見等ありますか。
各 委 員 (意見等なし)
会 長 これで、議題5を終わります。

●議題6 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について(報告)

会 長 次に、議題6 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、説明をお願いします。

事 務 局 <資料による説明>

会 長 ご意見等ありますか。
各 委 員 (意見等なし)
会 長 これで、議題6を終わります。

●その他 1. ホームページでの公開について(答申・会議録及び会議資料)
2. 答申及び会議録の承認について

会 長 その他で、ホームページの公開と答申及び会議録の承認について、説明をお願いします。

事 務 局 現在、ホームページで、会議の開催結果を公表しております。要約方式の会議録及び会議資料についても、ホームページで公表してよ

- ろしいですか。
- 会 長 会議資料のうち、非公開の議題についてはどうしますか。
- 事 務 局 公開部分のみを公表します。
- 会 長 ご意見等がありますか。
- 各 委 員 (意見等なし)
- 会 長 では、公表してください。
- 事 務 局 次に、答申及び会議録の承認につきまして、個別承認としてよろしいでしょうか。
- 会 長 答申については、各委員の意見の違いもあるので、個別承認にせざるを得ないと思います。会議録に関しては、議事録署名人という制度をとっていないので、個別承認ということではよろしいですか。
- 各 委 員 (同意)
- 事 務 局 失礼しました。ホームページで、答申は公表していなかったのですが、今回から公表したいのですが。
- 会 長 こちらとしては、公表できるものを作っているつもりです。みなさん、よろしいですか。
- 各 委 員 (同意)
- 会 長 では、公表してください。これで審査会を閉会します。

【当日使用した資料】

1. 不開示決定通知書に対する審査請求について (諮問)
 - (1) 審査請求書の写し
 - (2) 諮問書の写し
 - (3) 意見書及び資料 (開示請求書の写し及び不開示決定通知書の写しを含む。) (実施機関)
 - (4) 意見書 (審査請求人)
 - (5) 諮問に至る経緯及び審査会の経緯
2. 地域包括支援センターシステムの通信回線 (オンライン) 結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について (諮問)
 - (1) 諮問書の写し
 - (2) 地域包括支援センターネットワークシステムについて
 - (3) 提供する情報 (追加資料)
3. 住民情報系システム通信回線 (オンライン) 統合による実施機関以外のものへの個人情報の提供における委託先の実地検査について (報告)
 - (1) 監査項目
 - (2) クラウドサービス導入に伴い、データセンターへ移管したデータ
 - (3) 第40回営業報告 (株式会社ディー・エス・ケイ)
4. 印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈運用基準の修正について (報告)

※資料なし

5. 印西市個人情報保護条例の一部改正について（報告）
 - (1) 印西市個人情報保護条例の一部改正について
 - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）
6. 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告）
 - (1) 印西市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

平成28年度第1回印西市情報公開・個人情報保護審査会の会議録は、事実と相違ないので、当審査会は、これを承認する。

平成28年9月29日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文